

弘前市若年がん患者日常生活支援事業の概要について

【事業の趣旨】

- ・若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して療養生活を送れるよう、在宅サービス費用の一部を助成することで、ご本人とご家族の負担を軽減し、生活の質の向上につながることを目的として実施するものです。

【支援対象者について】

以下の全ての条件を満たす方が対象です。

- ・18歳以上40歳未満の弘前市に住民票がある方。
(18～19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方は除きます。)
- ・医学的知見に基づき、介護保険制度において、がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態であると医師が判断した方。
- ・病院や施設での入院入所生活を伴わず、在宅生活を営む方
※自宅等への一時帰宅の場合は利用対象外です。
- ・在宅生活を営むうえで、別表に掲げる福祉用具の利用が必要である方。
- ・本事業と同等の他の助成制度を利用することができない方。

【助成対象経費について】

種目	利用上限額	助成額
①別表に掲げる福祉用具の貸与	①及び②の合計で月額10万円まで	利用額の9割(1円未満は切り捨て。助成上限額は9万円まで。) ※生活保護受給世帯は上限額以内の実額
②居宅介護支援及びこれに準ずるソーシャルワーカーによる在宅生活支援費用		
③別表に掲げる福祉用具の購入	1年間で10万円まで	同上

【申請について】

- ・支援制度の利用を申請される方(以下「利用申請者」)は、支援を受ける方(以下「支援対象者」)か、その身内の方とします。
(支援対象者が被後見人の場合は、その成年後見人を申請者とします。)
(支援対象者本人が利用申請者で、かつ死亡した場合は、助成金の請求等が行えなくなるため、支援対象者以外の方が利用申請者となることを推奨します。)
- ・利用申請者は、利用申請書(様式第1号)に、下記の書類を添付して市健康増進課に提出します。
 - ①申請者本人であることが分かる書類(運転免許証やマイナンバーカードの写し等)
 - ②弘前市若年がん患者日常生活支援事業に係る意見書(様式第2号)
 - ③その他市長が必要と認める書類(利用申請者と支援対象者との関係を証明する書類等)

【意見書について】

- ・利用申請者は、支援対象者の主治医に、上記②の意見書の作成をお願いします。
- ・意見書の作成料は、利用申請者の自己負担となりますので、ご注意ください。

【利用承認期間について】

- ・市は利用申請者からの申請に対し内容を審査のうえ、該当者には利用承認通知書を発行します。
- ・利用承認期間は利用申請日から1年を経過した日の属する月の末日までです。
（例）利用申請日が令和7年3月10日の場合：令和7年3月10日から令和8年3月31日まで
- ・支援対象者が1年以内に40歳に到達する場合は、利用申請日から40歳に到達する日までです。
（例）40歳の誕生日が令和7年11月1日の場合：令和7年10月31日まで
（誕生日前日である10月31日が40歳到達日であるためです。）
- ※40歳以降は介護保険制度の利用で対応していただきます。
- ・支援対象者側の都合により支援利用を廃止する場合や、制度の不正利用が見られた場合は、利用承認期間が短縮又は取り消しされる場合があります。
- ・利用申請内容に変更が生じた場合、変更申請書（様式第4号）を市健康増進課に提出してください。

【居宅サービスの提供事業者について】

- ・福祉用具の貸与及び購入サービス提供事業者は、介護保険法に基づき青森県知事が指定した事業者に限ります（現在の対象事業者はホームページをご参照ください）。
- ・サービス利用に係る費用について、その費用の全額を、利用承認者が事業者に支払います。
※介護保険制度とは異なり、現時点では市から事業者に助成相当額を直接支払う予定はありません。

【交付申請及び請求について】

- ・利用承認者が福祉用具の貸与及び購入に係る助成金を市に請求する場合は、交付申請書兼請求書（様式第7号）に、下記の書類を添付して市健康増進課に提出します。
 - ①サービス提供事業者が発行する、居宅サービス費用の支払いが確認できるもの（領収書等）
 - ②サービス提供事業者が発行する、居宅サービスの利用が確認できるもの（利用明細等）
 - ③利用承認者名義の預金口座が確認できるもの（預金通帳やキャッシュカードの写し）①～③の名義は利用承認者のものに限り、支援対象者等、他の名義の場合は無効です。
- ・助成金は、最大6ヶ月分の利用についてまとめて請求可能です。
- ・原則として、サービスを利用した月の属する年度内に請求していただきますが、市長が当該年度内に請求することが困難であると判断した場合は、翌年度の3月末まで請求可能です。

【事業開始時期について】

- ・令和7年2月1日（月）からの利用について対象となります。
- ・さかのぼって利用申請することはできませんのでご注意ください。

【事業のイメージ】

※丸数字は手続きの順番

